

別紙 10

システム販売における原木選別機を使用した直送システムに関する仕様書

1 総則

- (1) 本作業の実施に当たっては、常に誠意をもって取り組み、安全かつ適正に作業を行うものとする。
- (2) 本作業の確認・検査等が必要な場合は、東北森林管理局長等が指定する場所において実施する。
- (3) 本仕様書において提出を伴うものは、法令に違反しない範囲で、電子情報処理組織その他情報通信技術を利用して行うことができる。ただし、その方法は書面の交付に準ずるものとする。
- (4) 本仕様書における「納材日」とは、素材が納入され原木選別機により計測される日をいう。

2 原木選別機検知業務について

- (1) 検知業務は 東北森林管理局長等が指定した素材に対して行う。
- (2) 原木選別機の使用料については、協定者の負担とすること。なお、原木選別機を保有していない協定者については、取引先等の原木選別機を利用することが出来る証明書類を提出すること。
- (3) 協定者は、素材の日本農林規格に基づき検知業務を行い、樹種、長級・径級、品等格付け及び本数を測定し、その記録を速やかに森林管理（支）署長へ提出するとともに、極完成毎又はトラック 1 車毎に取りまとめた検知結果を、搬入後 7 日以内に森林管理（支）署長へ通知するものとする。
なお、素材への表示は省略できるものとする。
- (4) 山元土場から搬出後、引渡完了までの素材の保管は協定者の責任において行う。なお、故意又は過失により、滅失若しくは損傷したときは、国有林野事業林産物売買取約約款第 48 条に基づき、森林管理（支）署長が算定する金額を損害賠償として指定した期間内に納付しなければならない。

3 運材について

- (1) トラックへの素材積み込み、運搬については小班毎に行い、混載はしないこととする。
ただし、確実に区分できる場合はその限りではない。
- (2) 素材の運搬に当たっては、森林管理（支）署長の指名する者から封印を受けなければならない。
- (3) 封印は、積込完了後、バンド等により荷締めを行い、レバー等のリリース時に緩む（動かさなければリリースできない）箇所に対し、森林管理（支）署長が定める方法により施すこと。また、積載状況及び封印状況が確認できるよう、山土場及び製材工場等において写真撮影を実施すること。撮影にあたっては、封印の状態及びトラックナンバーが明確に写るよう留意し任意の様式により報告すること。
- (4) トラック 1 車毎に積載本数を任意様式に記録し、運搬後速やかに森林管理（支）署長へ提出すること。

4 原木選別機の精度について

原木選別機の点検整備記録簿は、納材日ごとに作成し、森林管理（支）署長へ提出するものとする。

また、原木選別機により計測を行うことができなかつた素材については、初回計測結果に基づく検査を実施する必要がある。このため、協定者は当該素材を別巻として保管し、速やかに報告するとともに、検査を受けるものとする。

5 素材の保管及び引渡しについて

（１）素材は、引渡しを実施されるまでの間、安全に保管しなければならない。

（２）概算販売の場合については、検査合格をもって引渡しとなる。

ただし、最終巻き立てについては、検知済みの素材が検査に合格した後、代金の納入が完了した時点をもって引渡しとする。

（３）普通販売の場合については、検査合格後に売買契約を締結し、代金納入完了をもって引渡しとなる。

（４）検知結果において規格外の素材の混入が認められた場合は、協定者と森林管理（支）署長においてその都度協議し、当該素材については普通販売契約を締結の上取り扱うものとする。

6 原木選別機の仕様に関する遵守事項

（１）協定者が使用する原木選別機は、本仕様書に定める検知業務の遂行を目的とする機能に限り使用するものとし、剥皮、製材、切削その他素材の形状又は品質に影響を及ぼす一切の加工行為を行ってはならない。当該原木選別機は、素材に物理的・化学的変形を加えることなく、検知機能のみを使用するものとする。

（２）協定者が前一項の規定に違反し、素材の加工その他の影響を及ぼしたと森林管理（支）署長が認めた場合には、国有林野事業林産物売買契約約款の規定に基づき、必要な措置又は損害賠償を命ずることがある。

（３）協定の締結に当たっては、原木選別機のメーカー及び計測可能な径級範囲について、任意の様式により報告されたい。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、森林管理（支）署長の指示によるものとする。